

本会議関連

提案事項名	該当頁
1 - 古民家等を活用した宿泊施設について、最低客室数や玄関帳場に関する規制緩和を 早期に講じること 1
2 - 民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度を整備すること 1

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	29年 4月12日	29年 4月25日	古民家等を活用した宿泊施設について、最低客室数や玄関帳場に関する規制緩和を早期に講じること	<p>【要望内容】 古民家等を活用した宿泊施設について、規制改革推進会議の意見に基づき、以下を講じること ・最低客室数(旅館5室以上、ホテル10室以上)の撤廃 ・玄関帳場の設置義務の緩和</p> <p>【理由】 国家戦略特区に基づく指定区域では、旅館業法上で定められた帳場(フロント)の設置義務が緩和され、古民家や武家屋敷等の歴史的建造物を宿泊施設として活用することができるようになっている。しかし、最低客室数は未だ緩和されていない。新たな日本文化の発信や、増加するインバウンドへの対応を図るため、古民家等について、規制改革推進会議の意見に基づき、最低客室数や玄関帳場の設置義務の規制を緩和するべきである。</p>	日本商工会議所	厚生労働省
2	29年 4月12日	29年 4月25日	民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度を整備すること	<p>【要望内容】 民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度の整備</p> <p>【理由】 民泊サービスは、宿泊サービスに多様な選択肢を与え、新たな宿泊需要を喚起し得るものであるが、現状、インターネットを通じて民泊サービスを提供する仲介事業者に対する責任が必ずしも明確になっておらず、衛生、治安、周辺住民とのトラブルといったさまざまな課題も存在している。そのため、ルールに則って適正にサービスを提供しているかどうかの確認を求めるといった、仲介事業者に対する一定の規制が必要である。 また、その際、海外事業者に対する規制の実効性を担保することや、海外事業者が適用外となっている旅行業法との関係を整理する必要がある。</p>	日本商工会議所	国土交通省